

## 第 321 回月例会報告・報告概要

開催日：2014 年 1 月 25 日

報告者：石田眞得（関西学院大学）

テーマ：会社法改正法案の概要－とくにガバナンス強化に係る内容を中心に

報告者コメント：まもなく始まる通常国会で会社法の一部を改正する法案が審議される予定です。改正の内容は、ガバナンス強化と親子会社法・組織再編行為の法整備が中心となっています。報告では、ガバナンス強化にかかる改正内容を中心に、改正法案の内容を概観します。なお、法務省HPに新旧対照表などが掲載されています。

---

### 報告概要

#### はじめに

- ・ 2014 年 1 月 24 日招集の第 186 回通常国会で成立予定  
→2015 年 4 月 1 日（改正案附則 1 条参照）か？
- ・ 改正の内容
  - ①企業統治のあり方に関する改正事項
  - ②親子会社法制に関する改正事項
  - ③その他の事項

#### 1. 社外取締役の不設置の理由の説明義務 改正案 327 条の 2

- (1) 対象会社 公開会社であって、かつ、大会社である監査役会設置会社のうち、有価証券報告書提出会社
- (2) 規制手法 開示による誘導
- (3) 規制の内容 定時株主総会で「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明
- (4) 改正法案附則 25 条 施行後 2 年経過後に見直し

#### 2. 社外取締役・社外監査役の要件

- (1) 現行の社外取締役・社外監査役の要件  
定義規定（法 2 条 15 号、16 号）  
→責任の一部免除（425 条 1 項 1 号ハ）、責任限定契約（427 条 1 項）、各委員会の過半数委員（400 条 3 項）などに影響
- (2) 要件の見直し
  - ①社外取締役要件の新たな追加事項
    - a) 親会社の関係者（改正案 2 条 15 号ハ） →要件厳格化
    - b) 兄弟会社の業務執行取締役（同号二） →同上
    - c) 役員や「重要な使用人」の近親者（同号ホ） →同上
    - d) 就任前 10 年以内に業務執行取締役でないこと（同号イ） →要件緩和
    - e) 就任前 10 年以内に非業務執行取締役であった場合の要件（同号ロ）
  - ②社外監査役要件の新たな追加事項  
上記①と類似した要件が追加（改正案 2 条 16 号）
- (3) 取引所規則の状況  
2014 年 2 月からの独立役員の確保についての努力義務

### 3. 監査等委員会設置会社

監査機関の観点からする株式会社の機関設計

①監査役（会）設置会社、②指名委員会等設置会社、③監査等委員会設置会社

#### (1) 背景

#### (2) 監査等委員会設置会社の構造

→監査役会設置会社と類似。監査機関が取締役会から独立したものかどうかの違い

#### (3) 監査等委員の選任手続・独立性確保

監査等委員の選任は他の取締役と区別し（改正案 329 条 2 項）、かつ、任期は短縮不可の 2 年とされる（改正案 332 条 1 項、4 項）。解任は株主総会の特別決議（改正案 344 条の 2）。など

#### (4) 監査等委員（会）の権限・義務（改正案 399 条の 2～399 条の 7）

#### (5) 監査等委員会の運営（改正案 399 条の 8～399 条の 1 2）

#### (6) 監査等委員会設置会社の取締役の権限（改正案 399 条の 1 3）

- ・取締役会の権限に関する 362 条の適用を排除（同条 1 項柱書）
- ・取締役の過半数が社外取締役である場合→取締役への委任可能事項の緩和（同条 5 項）

#### (7) 利益相反取引を監査等委員会が事前承認した場合

→任務懈怠推定規定の除外（改正案 423 条 4 項）

### 4. 会計監査人の選解任議案の内容の決定権限（改正法案 344 条）

- ・会計監査人の選解任議案の内容 → 監査役設置会社：監査役（会）に認める
- ・会計監査人の報酬議案 → 現行法のまま

### 5. 責任限定契約等の対象となる取締役・監査役の範囲の拡大

社外取締役・社外監査役等 ⇒ 非業務執行取締役等へ（改正案 427 条 1 項）

### 6. 公開会社が支配株主の異動を伴う募集株式の発行を行う場合の特定引受人に関する情報の通知（改正案 206 条の 2）

#### (1) 株主への通知

①公開会社が対象、②特定引受人（子会社等を含む）の議決権の数が過半数を超えることとなる、③払込期日の 2 週間前までに特定引受人に関する情報を株主に通知  
→金商法の強制公開買付の要件との平仄がとれているか？

#### (2) 株主総会決議が必要となる場合

1/10 以上の議決権を有する株主から反対する通知があった場合→株主総会が原則

以上